学長を教授等の大学構成員自らが選ぶことは、憲法が保障する「学問の自由」の根幹をなすものであり、これは大学を構成する者が国民から受けた負託でもあります。

広島大学は初代・森戸辰夫学長（昭和 25 年 4 月 19 日就任）から代を経て、現在は第 12 代目・越智光夫学長が「100 年後にも世界で光輝く大学」をテーマとして、その職に就いています。任期は 2015 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの 4 年間です。

広島大学でも他の国立大学同様に、学長の選出にあたっては、大学教員による投票が行われてきました。この構成員による投票制度は国立大学が法人化された際、かなり改悪され、また意義も薄められてきましたが、直近の 2014 年度の学長選考まで続けられています。その中で、組合は投票の対象者となる学長候補者にアンケートを行ってきました。候補者４～５名に組合作成のアンケートへの回答を依頼し、候補者の回答を広島大学で働く全構成員に広報してきました。組合の目的のひとつである「大学の民主化」という部分に該当した活動です。

しかし、2014 年の国立大学法人化法の改正に合わせ、広島大学は、文部科学省が各大学あてに出した「通知」が「投票を行わずに再任を認める」ことを求めていることに従って、同年に「広島大学長選考規則」を改定しました。そして 2 期目に臨む学長については、まず学長選考会議が「再任の審議」を行い、その業績審査が良好であれば、構成員による投票なしに、学長選考会議が再任を決定できることとなりました。その「再任の審議」の際にも、学長選考会議は「当該学長と面接を行う」（広島大学長選考規則第 13 条第 3 項）ほか、「経営協議会及び教育研究評議会の意見を求めることができる」（同第 13 条第 4 項）とされているだけで、構成員による投票の手続きは、学長選考会議が「再任を決定しなかった場合」だけ行われます（同第 13 条第 5 項）。

たとえ現職の学長であっても、次の 4 年間、大学の舵取りをするにあたって、大学構成員の意向を確認せず、学外者を相当数含む一部の者のみが参加できる「審査」によって再任されてよいのか、それで「学問の自由」の根幹たる「大学の自治」は守れるのか、そして広島大学は胸を張って「大学」であると言えるのか。組合としては、ここに問題意識をもっています。

現学長に関わる「再任の審議」のプロセスは、すでに今年 6 月の学長選考会議から始まっています。そして 7，8 月には「執行部」に対する意見聴取が行われ、今月には学長ヒアリングが予定されています。まだ学長の任期は 1 年半近く残っていますが、再任の決定は、かなり差し迫った問題となっています。

そこで、学長再任をめぐる手続きについて、そして現学長に対する評価について、構成員である皆さんの声を、学長選考会議に届けたいと思います。以下の 2 項目について、あなたのご意見を率直にお聞かせください。ご意見は 11 月 20 日まで募集しますが、11 月 14 日の学長選考会議に間に合わせるため、いったん 11 月 10 日を第一次締切日とし、集約させていただきます。